

特定非営利活動法人みさと梅クラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みさと梅クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、梅文化と農業を保護するため、梅に関するあらゆる活動を包括的に行い梅に関する認知と興味を周知させ、以って梅文化の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 科学技術の振興を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 梅の栽培、農業
- (2) 梅の栽培に関する研究、導入、発表
- (3) 梅、梅エキス、梅加工品の企画、製造、販売
- (4) 梅に関する書籍や電子書籍等の製作、頒布、販売
- (5) 梅の文化や歴史に関するデータ収集や資料の作成、頒布、販売

- (6) 梅、農業による環境維持のための研究、発表
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業に参画できる個人
- (2) 個人賛助会員 この法人の目的に賛同する個人
- (3) 団体賛助会員 この法人の目的に賛同する団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員

を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金5000円、年会費1000円

(2) 個人賛助会員 入会金0円、年会費1000円(1口以上)

(3) 団体賛助会員 入会金50000円、年会費50000円(1口以上)

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和7年6月30日までとする。

理事 小 和 瀬 眞 一 (理事長)

理事 大 澤 立 志 (副理事長)

理事 本 間 知 夫

監事 水 田 敏 信

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

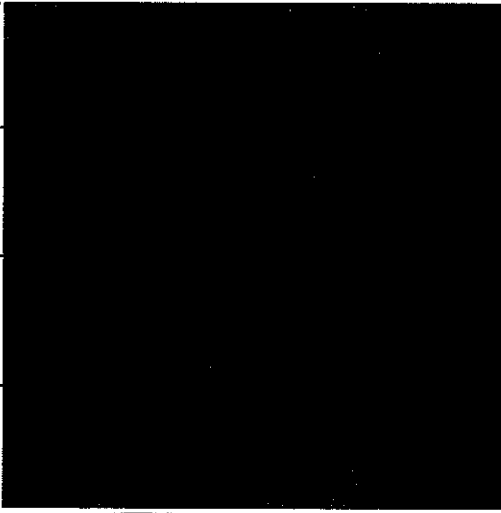
5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和7年3月31日までとする。

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人みさと梅クラブ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	小和瀬 眞一		無	理事長
理事	大澤 立志		無	副理事長
理事	本間 知夫		無	
監事	水田 敏信		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

地域に根差した梅文化と農業を保護する。

日本国では現在人口減少が大きな問題となり、少子高齢化社会に歯止めが効かない状態であることに間違いなく、また、本問題は一朝一夕で解決するものではないため様々な切り口が必要であると考え。地方の農業では農業従事者の高齢化が顕著であり、また、後継者も見つからないために廃業する農家も多く、農業や地元特産品が消えゆく状況にある。

当法人は、梅文化において前記のような状況から脱するべく、梅に関するあらゆる活動を行い周知・価値の段階を上げていくことで梅文化の発展に寄与することを実現させるものとする。

2 設立申請に至るまでの経過

梅農家、梅商品の開発者、研究者で情報共有・意見交換する中で、梅文化や農業の保護をする必要性を以前から共有していた。

これを解決するためには梅栽培や農業だけに目を向けるのではなく、地域に根差した文化的要素や梅本来の特性等を広く周知していく必要があり、商業の形態ではなく非営利な活動として行うことで受け入れ易くなると考え、特定非営利活動法人の設立に至ったものである。

令和6年4月1日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人みさと梅クラブ

設立(代表)者 住所又は居所

氏名 大澤立志

(様式例8)

令和6年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人みさと梅クラブ

1 事業実施の方針

設立初年度では、初めに農地を借りて長期継続する新しい梅栽培方法の導入に着手する。栽培の開始後は、梅の特性を知ってもらうための資料をまとめ、ホームページ等に掲載して周知し、同時に梅商品の開発と販売を開始する。

2 事業の実施に関する事項

<特定非営利活動に係る事業>

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
梅の栽培、農業	新しい方法の導入による梅栽培。継続困難等の悩みを抱える農地を借りて行う。	随時	高崎市	3名	継続困難農地所有者等、約5名
梅、梅エキス、梅加工品の企画、製造、販売	生梅や梅干しの製造販売、梅肉エキス商品の企画販売を行う。	令和7年以降 随時	高崎市内 小売店等	2名	小売店舗周辺、ホームページ閲覧者約5000名

(様式例8)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人みさと梅クラブ

1 事業実施の方針

新規栽培方法のデータを取りながら梅栽培の継続。梅商品の開発販売も共に継続しながら、梅についての広報活動に着手して広く周知させる活動を行っていく。文化的な広がりにも着手し、群馬の梅読本の作成頒布と群馬梅博士検定の設立、食育事業として、昔ながらの梅干し作りを親子に体験してもらうイベントも行う。

2 事業の実施に関する事項

<特定非営利活動に係る事業>

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
梅の栽培、農業	前年度からの継続。当法人が継続する間は栽培していく。	随時	高崎 市周 辺	5名	継続困難農 地所有者等 約8名
梅、梅エキス、梅加工品の企画、製造、販売	生梅や梅干しの製造販売、梅肉エキス商品の企画販売を行う。	令和 7年 以降 随時	高崎 市内 小売 店等	2名	小売店舗周 辺、ホーム ページ閲覧 者約500 0名
梅に関する書籍や電子書籍等の製作、頒布、販売	梅について興味を持ってもらうための「群馬の梅読本」の作成頒布。	随時	パン フレ ット、 ホー ムペ ージ	2名	パンフレッ ト設置場所 周辺住民、 ホームペー ジ閲覧者約 5000名
梅の文化や歴史に関するデータ収集や資料の作成、頒布、販売	群馬の梅読本等から学んだ梅情報を問題形式で解く検定型コンテンツの設立。	随時	ホー ムペ ージ	2名	ホームペー ジ閲覧者約 2000名
梅の文化や歴史に関するデータ収集や資料の作成、頒布、販売	昔ながらの梅干し作りを親子で体験するイベントの実施	令和 7年 6月	太田 市	4名	親子40 組、80名

令和6年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人みさと梅クラブ
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	10000	
個人賛助会員受取会費	50000	
団体賛助会員受取会費	250000	
	310000	
2. 受取入会金		
正会員受取入会費	50000	
団体賛助会員入会費	250000	
	300000	
3. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
	0	
4. 受取助成金等		
受取行政助成金	0	
	0	
5. 事業収益		
梅商品販売収益	250000	
	250000	
6. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	
経常収益計		860000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
ホームページ制作外注費	300000	
広告宣伝費	10000	
旅費交通費	15000	
消耗品費	50000	
事務用品費	10000	
印刷・製本費	120000	
地代家賃	320000	
その他経費計	825000	
事業費計	825000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	10000	
事務用品費	20000	
その他経費計	30000	
管理費計	30000	
経常費用計		855000
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		5000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		5000

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人みさと梅クラブ
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50000	
個人賛助会員受取会費	100000	
団体賛助会員受取会費	1000000	
	1150000	
2. 受取入会金		
正会員受取入会費	250000	
団体賛助会員入会費	1000000	
	1250000	
3. 受取寄附金		
受取寄附金	300000	
	300000	
4. 受取助成金等		
受取行政助成金	500000	
	500000	
5. 事業収益		
梅商品販売収益	1500000	
梅書籍・検定収益	50000	
食育事業収益	100000	
	1650000	
6. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
	0	
経常収益計		4850000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
ホームページ維持管理外注費	240000	
広告宣伝費	200000	
旅費交通費	80000	
消耗品費	220000	
事務用品費	40000	
印刷・製本費	480000	
イベント経費	170000	
地代家賃	320000	
その他経費計	1750000	
事業費計	1750000	
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	50000	
事務用品費	65000	
地代家賃	720000	
その他経費計	835000	
管理費計	835000	
経常費用計		2585000
III 経常外収益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		2265000
前期繰越正味財産額		5000
次期繰越正味財産額		2270000